

令和 8 年 3 月 3 0 日

上牧町長
阪 本 正 人 様
上牧町教育委員会教育長
永 井 工 仁 様

上牧町学校適正化協議会
会長 奥 田 俊 詞

「上牧町学校適正化基本計画（小学校統廃合に関する方針）」について（答申）

令和 7 年 7 月 2 8 日に諮問されました、上牧町学校適正化基本計画に係る小学校統廃合に関する方針について、検証を行った結果、現行計画を白紙とし、令和 1 1 年度を迎えるまで経過観察期間とすることが妥当であると認め、別添「上牧町学校適正化基本計画に係る小学校統廃合に関する提言書」を付して答申いたします。

なお、小学校統廃合に関する方針の最終決定及び今後の検討に当たっては、次の事項に十分留意されるよう要望いたします。

（付帯意見）

1. 上牧小学校、上牧第二小学校の校舎については、老朽化が顕在化しており、今後、構造躯体の劣化により、児童の安全面が担保できない状況に陥ることが予想される。子どもたちにとってよりよい教育環境を整えるため、設計・施工等の整備期間を踏まえ、改築の目安とされる築 6 0 年を迎える令和 1 3 年度までに、施設整備等の対応方針を決定することが妥当であると判断する。なお、施設整備等の対応方針の検討に当たっては、整備・維持管理コストの抑制を図りつつ、利便性や魅力向上を図るため、学校施設とその他公共施設との複合化（集約化）をはじめとする効果的で効率的な実施方法についてもあわせて検討されたい。
2. 今後、児童数の減少や施設の整備方針の決定により、小学校の統合が余儀なくされた場合は、通学負担の増加や安全面を考慮し、コミュニティバスの増便や支援等の対策を講じるとともに、統合による町全体に与える影響を考慮して慎重に検討を進めることを求める。
3. 本協議会での検証の結果、本計画における小学校統合に関する方針は白紙が妥当と認めたが、一方で、統合方針の判断基準や検討項目が、児童数や学校運営上の課題に関する議論に収まらず、予算の工面や公共施設の再編までに及ぶ議論を必要とする状況となっており、本協議会において、具体的な検討をできる域を超えている。以上のことから、学校施設のみならず公共施設の再編に関する検討・協議について、包括的な議論をできる協議体を新たに設置されたい。

4. 今後の小学校の統廃合に関する協議については、本協議会での検証において提示された児童数推計のなかで、一部の小学校において全学年が単学級になる可能性があるとして、令和11年度に再度本協議会を招集し、児童数が本推計との乖離が小さい場合又は本推計より状況が悪化している場合は、施設の整備方針や整備時期を踏まえた具体的な統合年度等について検討されたい。
5. 本協議会での検証において提示された児童数推計より状況が改善している場合は、令和11年度に人口動向等について再調査を行い、要因等を分析した上で、今後の検討方針を決定し、必要に応じて施設整備の方針の見直しをお願いしたい。なお、令和11年度を迎えるまでに児童数・学級数の減少が著しく進行している場合は、経過観察期間に関わらず、必要に応じて、本協議会を招集し、小学校の統廃合に関する協議をされたい。